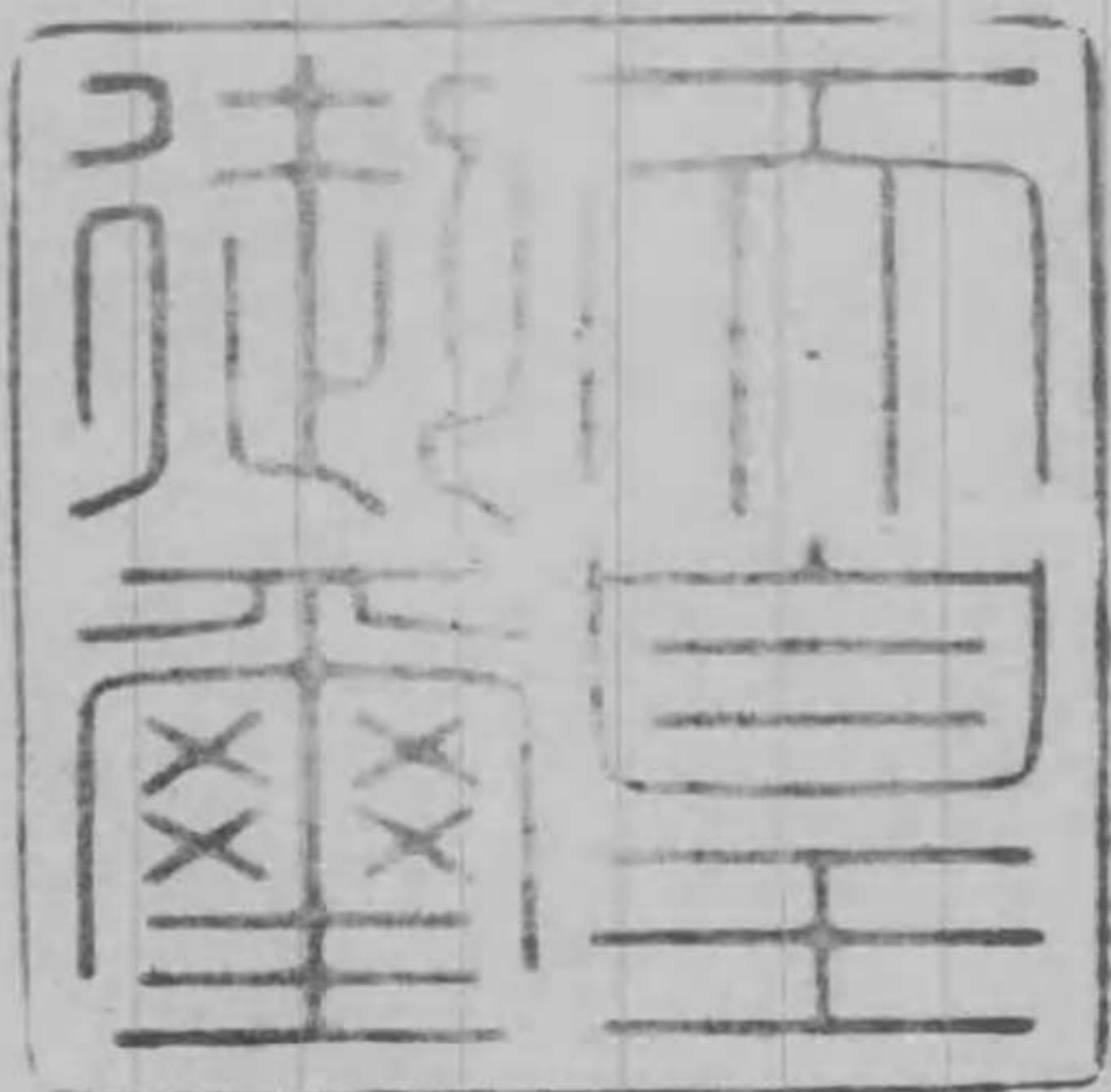


裕仁



鹿児島県大島郡十島村に関する国家公務員等に対する
退職手当の臨時措置に関する法律の適用に伴う経過措
置に関する政令をここに公布する。

昭和大正御年號

昭和二十七年十月二十日
内閣総理大臣 吉田茂

及

政令第 四百四十三号

鹿児島県大島郡十島村に関する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用に伴う経過措置に関する政令

内閣は、鹿児島県大島郡十島村の区域に適用されるべき法令の暫定措置に関する政令（昭和二十六年政令第三百八十号）第三項の規定に基き、この政令を制定する。

- 1　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十二号。以下「法」という。）の規定は、鹿児島県大島郡十島村に関する国家公務員法等の適用に関する政令（昭和二十七年政令第十六号。以下「国家公務員法等の適用政令」という。）本則第四号の場合においては、昭和二十一年一月二十八日において官署に在職していた者で、法が同日において鹿児島県大島郡十島村（以下「十島村」という。）に適用されていたとした場合において法第二条に規定する職員として在職した者と

大蔵省

大蔵省

なるべきものが、引き続いて十島村において勤務する琉球諸島民政府又はその機関の職員となつたときは、昭和二十一年六月三十日以前に退職又は死亡した者を除く外、その者が昭和二十一年一月二十九日から昭和二十六年十二月四日までの期間内において当該職員として勤続した間、その者を法第二条に規定する職員として勤続した者とみなす。及昭和二十一年七月一日から昭和二十六年十二月四日までの期間内においてその者が退職又は死亡した場合において、その退職又は死亡の日にあらず退職又は死亡した十島村以外の本邦の官署に勤務する職員について適用されていた国家公務員に対する退職手当の支給に関する法令がその者に適用されていたとした場合にその退職手当の支給に関する法令の規定による退職手当を受けるべきこととなるときは、その受けるべきこととなる退職手当をその退職手当の支給に関する法令の規定による

大蔵省

五〇六懲合コハツ丁基葉ニ采コ財宝をア嬢員コアエ嬢コハ昔ム
島県大島群十島林ヘ以テ「十島林」コハツ。コハ蘇用ちア丁ハ
十八日コハツ丁官署コエ嬢コア嬢コハツ昔ナ・基叶同日コハツ丁鹿
「カツモ。」本限葉四号の懲合コハツ丁お、昭味二十一年一月二
(昭味二十一年延令葉十六号。以テ「國家公務員基葉の蘇用コハ
鹿島県大島群十島林コハツする國家公務員基葉の蘇用コハ延令
二十五年延令葉百四十二号・以テ「カツモ。」)の財宝お、鹿
国案公務員等コハツする基嬢年當の翻耕計畫コハツする基葉(昭味
宝)根基モ、カの延令モ歸宝す。

合當の翻耕計畫コハツする基葉の蘇用コハツも蘇用計畫コハツする延
鹿島県大島群十島林コハツする國家公務員等コハツする基嬢年當

大 藏 省

給付とみなして、その者について昭和二十一年七月一日以後給付事由の発生する退職手当から適用する。この場合において、その者の退職又は死亡により支給すべき退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額は、その者が昭和二十一年一月二十八日において受けた俸給月額を基礎とし、国家公務員の給与水準の改訂に伴う給与に関する法律の規定を適用して改定した後の俸給月額とする。

法の規定は、国家公務員法等の適用政令本則第四号の場合においては、昭和二十六年十二月五日以後昭和二十七年二月十日以前に十島村にある官署に勤務した者については、昭和二十六年十二月五日以後給付事由の発生する退職手当から適用する。

前項の規定の適用を受ける者が、昭和二十一年一月二十八日ににおいて官署に在職し、引き続いて昭和二十六年十二月四日までの間、十島村において勤務する琉球諸島民政府又はその機関の職員

大 藏 省

として勤続し、且つ、引き続いて官署に勤務する職員となつた者であるときは、第一項前段及び前項の規定をあわせて適用する。

香 菊 大

大蘿嘗

內閣總理大臣
吉田
氏

法務大臣 木村篤太郎
外務大臣 内崎勝男

大藏大臣池田勇人

文部大臣
吉川高橋

內閣

厚生大臣 吉武五市
農林大臣 渡辺彌三郎
通商産業大臣 了稲光太郎
運輸大臣 村上義一
郵政大臣 佐藤栄作

文部大臣 岩田元治
大蔵大臣 大庭木村宣人
内閣大臣 阿部義次郎
外務大臣 伊藤内閣
農林大臣 井上義一郎
通商産業大臣 了稲光太郎
運輸大臣 村上義一
郵政大臣 佐藤栄作

種地大臣

大蔵省

重賤大臣

林士達

伊藤博文

外務省

斐林大臣

財政省

早瀬大臣

内務省

労働大臣

吉武正市

建設大臣

野田伊一